

令和5年5月8日

保護者各位

岡山県立水島工業高等学校
校長 森 尚 貴

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における対応について

令和5年5月8日から、学校における新型コロナウイルス感染症対策を見直す旨の連絡が県教育委員会よりありましたのでお知らせいたします。

1 平時から求められる感染症対策等について

(1) 健康観察

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう生徒の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解を得ること。ただし、登校を一律に制限する必要はありません

(2) 食事の場面

・昼食の場面においては、「黙食」の必要はありません。

(3) マスクの着用

・学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

2 出席停止等の取扱について

(1) 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合のみ、出席停止となります。

生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合、原則出席停止の措置は取りません。

(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

(3) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

(4) 濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱はしません。